

## (FC2) 土木学会論文集編集委員会規則

昭和49年6月26日	制 定	平成12年3月29日	一部改正
昭和50年6月25日	一部改正	平成14年4月17日	〃
昭和52年6月20日	〃	平成14年10月17日	〃
昭和55年5月30日	〃	平成18年9月15日	〃
昭和58年7月18日	〃	平成20年4月22日	〃
昭和61年1月24日	〃	平成22年4月23日	〃
昭和62年3月27日	〃	平成23年11月18日	〃
平成8年4月12日	〃	平成29年5月12日	〃
平成10年4月28日			

### (目的)

第1条 土木学会論文集編集委員会（以下「委員会」という）は、土木学会論文集の編集ならびにそれに関連する業務を遂行することを目的とする。

### (活動)

第2条 委員会は、次の活動を行う。

- (1) 土木学会論文集への原稿の投稿募集
- (2) 土木学会論文集に投稿された原稿の審査
- (3) 土木学会論文集の編集および発行
- (4) 土木学会論文集の購読促進

### (構成)

第3条 組織構成は、編集調整会議および別表1に定める各分冊の編集小委員会とする。なお、必要に応じて特別小委員会を設けることができる。

- 2 委員会の構成員は、委員長1名、副委員長1名、幹事長1名、各分冊の編集小委員会委員長各1名とする。なお、必要に応じて副幹事長および幹事を設けることができる。
- 3 編集調整会議は、前項に定める委員会構成員により構成される。
- 4 編集小委員会は、編集小委員会委員長、編集小委員会委員および編集小委員会幹事長により構成される。なお、必要に応じて編集小委員会副委員長および編集小委員会幹事を設けることができる。
- 5 役職者の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 委員長は委員会を代表し、委員会の活動を総括する。
  - (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合において委員長を代理する。
  - (3) 幹事長は委員長および副委員長を補佐する。また、編集調整会議を運営する。
  - (4) 幹事は幹事会の活動、ならびに編集調整会議の運営を補佐する。
  - (5) 編集小委員会幹事長および編集小委員会幹事は編集小委員会委員長を補佐する。
  - (6) 編集調整幹事は小委員会間および小委員会と委員会との間で調整が必要な問題の処理を行う。

### (委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・副委員長・幹事長の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は前委員長の推薦により選任され、会長が任命する。
  - (2) 副委員長は、委員長が任命する。
  - (3) 幹事長は委員長が任命する。
- 2 委員長・副委員長・幹事長の任期は次のとおりとする。
    - (1) 委員長、副委員長および幹事長の任期は、2年間とし、その交代時期が重ならないよう配

慮する。

**第5条** 編集小委員会委員長・編集小委員会副委員長・編集小委員会委員・編集小委員会幹事長・編集小委員会幹事の選出方法は次のとおりとする。

(1) 編集小委員会委員長は、前編集小委員会委員長が前編集小委員会に諮ってその候補を選び、委員会委員長が任命する。

(2) 編集小委員会副委員長・編集小委員会委員・編集小委員会幹事長・編集小委員会幹事は、編集小委員会委員長が編集小委員会に諮って任命する。

**2** 編集小委員会委員長・編集小委員会副委員長・編集小委員会委員・編集小委員会幹事長・編集小委員会幹事の任期は次のとおりとする。

(1) 編集小委員会委員長の任期は2年間とする。

(2) 編集小委員会副委員長・編集小委員会委員・編集小委員会幹事長・編集小委員会幹事の任期は2年を原則とし、再任を妨げない。また、毎年編集小委員会委員等の半数程度を改選する。

**第6条** 特別小委員会については、その構成、役職者の任期等の決定及び任命を、編集調整会議に諮って、委員会委員長が行う。

(運営)

**第7条** 委員会は、委員長が招集し、必要に応じて開催する。

**2** 編集調整会議は、委員長が招集し、年4回程度開催する。なお、必要に応じ随時開催することができる。

**3** 編集調整会議では次の業務を行う。

(1) 論文集全体に関わる問題の審議

(2) 編集小委員会相互の連絡および調整

(3) その他必要な事項の協議、決定およびその運用

**4** 編集小委員会では次の業務を行う。

(1) 各分冊の原稿審査および掲載可否の決定を含む、分冊毎の論文集の編集

(2) 編集調整会議への提案、ならびに、編集調整会議よりの案件の審議

**5** 特別小委員会は、与えられた案件についての審議、提案等を必要に応じて行う。

**6** 本委員会は、土木学会委員会規程第10条の規定および理事会の決定に従い「事業報告」を作成し、4～5月には部門担当理事を経て会長に提出する。

**7** 本委員会は、土木学会委員会規程第8条の規定に従って、毎年度、活動成果を理事会に報告するとともに、学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

**第8条** 各編集小委員会の運営は、関連調査研究委員会と連携して行う（関係組織の詳細は別表1に定める）。なお、この規則に定めるものの他、運営に必要な事項は各編集小委員会が定めることができる。

(事務局)

**第9条** 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

**第10条** この規則の変更は、編集調整会議が立案し、理事会において行う。

- 附則（昭和49年6月26日） この内規は、昭和49年6月26日から施行する。
- 附則（昭和50年6月25日） この変更内規は、昭和50年6月25日から施行する。
- 附則（昭和52年6月20日） この変更内規は、昭和52年6月20日から施行する。
- 附則（昭和55年5月30日） この変更内規は、昭和55年5月30日から施行する。
- 附則（昭和58年7月18日） この変更内規は、昭和58年7月18日から施行する。
- 附則（昭和61年1月24日） この変更内規は、昭和61年1月24日から施行する。
- 附則（昭和62年3月27日） この変更内規は、昭和62年3月27日から施行する。
- 附則（平成8年4月12日） この変更内規は、平成8年4月12日から施行する。
- 附則（平成10年4月28日） この変更内規は、平成10年4月28日から施行する。
- 附則（平成12年3月29日） この変更内規は、平成12年3月29日から施行する。
- 附則（平成14年4月17日） この変更内規は、平成14年4月17日から施行する。
- 附則（平成14年10月17日） この変更内規は、平成14年10月17日から施行する。
- 附則（平成18年9月15日 理事会議決） この変更内規は、平成18年9月15日から施行する。
- 附則（平成20年4月22日 理事会議決） この変更内規は、平成20年4月22日から施行する。
- 附則（平成22年4月23日 理事会議決） この変更内規は、平成22年6月1日から施行する。
- 附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。
- 附則（平成29年5月12日 理事会議決） 本規則は、平成29年5月12日から施行する。

別表1 各編集小委員会と関連調査研究委員会

部門	各編集小委員会	関連調査研究委員会
A	A1分冊編集小委員会	構造工学委員会、地震工学委員会、鋼構造委員会、複合構造委員会
	A2分冊編集小委員会	応用力学委員会
B	B1分冊編集小委員会	水工学委員会
	B2分冊編集小委員会	海岸工学委員会
	B3分冊編集小委員会	海洋開発委員会
C	C分冊編集小委員会	地盤工学委員会、岩盤力学委員会
D	D1分冊編集小委員会	景観・デザイン委員会
	D2分冊編集小委員会	土木史研究委員会
	D3分冊編集小委員会	土木計画学研究委員会
E	E1分冊編集小委員会	舗装工学委員会
	E2分冊編集小委員会	コンクリート委員会
F	F1分冊編集小委員会	トンネル工学委員会
	F2分冊編集小委員会	地下空間研究委員会
	F3分冊編集小委員会	情報利用技術委員会
	F4分冊編集小委員会	建設マネジメント委員会
	F5分冊編集小委員会	コンサルタント委員会
	F6分冊編集小委員会	安全問題研究委員会
G	G分冊編集小委員会	環境工学委員会、環境システム委員会、地球環境委員会
H	H分冊編集小委員会	教育企画・人材育成委員会